	地行三丁目
	地行四丁目（七番から十八番まで）
福岡市早良区	百道浜一丁目（一番）
	西新二丁目（一番から三番まで及び十二番から二十四番まで）

樋井川の新今川橋からよかトピア橋で囲まれた河川区域（河川法第六条に規定する河川区域に架かる橋梁の部分。ただし、河川区域に架かる橋梁の部分を除く。）及び同河川新今川橋橋梁部分の側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、地行二丁目及び西新二丁目に接する一級市道千代今宿線道路部分及び道路の区間に接する交差点部分を除く。

○文部科学省告示第六十五号

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程（平成二十七年文部科学省告示第百二十四号）第五条の規定により、平成二十九年三月三十一日をもって次の職業実践力育成プログラムの認定を取り消したので、同規程第六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年四月三日

文部科学大臣　松野　博一

平成二十九年三月三十一日をもって大学等における職業実践力育成プログラムが廃止されたと認めたもの

学校名	課程名
長崎大学	生き生きと働く実践力のある助産師キャリアアッププログラム（コアリーダー助産師認定コース）
愛知工科大学	産業界に対応したモノづくり人材育成支援プログラム
明倫短期大学	歯科技工プラッシュアッププログラム

○厚生労働省
環境省告示第五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づきその名称を公示する。

平成二十九年四月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

五　在長崎中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十九年五月十二日から平成三十年五月十一日まで	長崎市本尾町（一番から三番まで） 上野町 本原町 大橋町（一番、二番及び二十一番） 橋口町 岡町 松山町（七番から九番まで） 平和町（二番から七番まで、九番から十二番まで及び十五番から二十八番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第５項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称

通し番号	官報整理番号
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第５項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	
212	(2)—10
2，2，4，6，6—ペンタメチルヘプタン	
213	(2)—1620
ナトリウム＝1，4—ビス［(2—エチルヘキシル)オキシ］—1，4—ジオキソブタン—2—スルホナート	
214	(2)—1623
ナトリウム＝アルキル（C＝8～18）＝スルファート	
215	(2)—1679
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）	
216	(2)—1820
ジメチル［ビス（オクタデセン—1—イル）］アンモニウムの塩	
217	(2)—184
（1—ヒドロキシエタン—1，1—ジイル）ジホスホン酸又はその力リウム塩若しくはナトリウム塩	(2)—2936
218	(2)—4162
モノ（又はポリ）クロロアルカン（C＝14～17，直鎖型）	(2)—68
219	(3)—2522
りん酸トリトリル	(3)—2613
220	(3)—3363
ジメチル（1—フェニルエチル）ベンゼン	(4)—38
221	(4)—244
4，5—ジクロロ—2—オクチルイソチアゾール—3（2H）—オン	(5)—6165
222	(7)—110
（アンヒドロ（又はジアンヒドロ）グルシトールとドデカン酸のモノエステル）とα—ヒドロ—ω—ヒドロキシポリ（オキシエチレン）のモノ（又はポリ）エーテル	(8)—55
223	(7)—155
α—（アルキル（C＝10～16））—ω—（スルホオキシ）ポリ［(オキシエチレン)(又はオキシエチレン／オキシ（メチルエチレン))］のオニウム塩又はナトリウム塩（繰り返し単位の繰り返し数の平均が1～4のものに限る。）	
224	(7)—1951
アジピン酸・N—（2—アミノエチル)(又はN，N′—ビス（2—アミノエチル))エタン—1，2—ジアミン・2—（クロロメチル）オキシラン重縮合物	(7)—1961
225	(7)—872
α—（イソシアナトベンジル)—ω—（イソシアナトフェニル）メチレン［ジフェニルメタンのポリ［2—ヒドロキシ—3—（トリメチルアンモニオ）プロピル］エーテル］の塩	(8)—118
226	(9)—1958
ナトリウム＝（アルキル（C＝12，分枝型））（アルキル（C＝12，分枝型））ベンゼンスルホナート（又はナトリウム＝（アルキル（C＝12，分枝型））フェノキシ）ベンゼンスルホナート又はナトリウム＝（アルキル（C＝12，分枝型））（フェノキシ）ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム＝（スルホナト）フェノキシ）ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム＝（アルキル（C＝12，分枝型））（スルホナトフェノキシ）ベンゼンスルホナート）	

○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき指定をした、次の優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十九年四月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

通し番号	官報整理番号
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第５項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	
123	(2)—2936
（1—ヒドロキシエタン—1，1—ジイル）ジホスホン酸	
210	(9)—1958
ナトリウム＝（アルキル（C＝12，分枝型）フェノキシ）ベンゼンスルホナート（又はナトリウム＝（アルキル（C＝12，分枝型））（フェノキシ）ベンゼンスルホナート）	